

食費と居住費(滞在費)に対する減額制度

介護保険負担限度額認定(特定入所者介護サービス費)について

対象者:「入所」「短期入所療養介護」「介護予防 短期入所療養介護」ご利用者

以下の要件に該当する方は、申請をすれば介護保健負担限度額認定を受けられます。

認定を受けた方は自己負担限度額が決められ、認定証を施設に提示する事で食費や居住費(滞在費)については、限度額での支払いになります。

負担限度額該当要件

利用者負担段階	主な対象者	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 	
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下の方 	かつ、預貯金などが単身で650万円、夫婦で1,650万円以下の方
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超120万円以下の方 	かつ、預貯金などが単身で550万円、夫婦で1,550万円以下の方
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超の方 	かつ、預貯金などが単身で500万円、夫婦で1,500万円以下の方

(※) 公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額。

食費と居住費(滞在費)の負担限度額

利用者負担段階	1日当たりの居住費(滞在費)		【入所】 1日当たりの食費
	多床室	個室	
第1段階	0円	490円	300円
第2段階	370円	490円	390円
第3段階①	370円	1,310円	650円
第3段階②	370円	1,310円	1,360円
通常料金 (減額対象外の方)	370円	1,640円	1,920円

(介護予防)短期入所療養介護利用時の食費(1食の場合) ※2食の場合は、合算ではなく1日限度額となる

利用者負担段階	1日又は(2食以上の場合)	朝食のみ	昼食のみ	夕食のみ
第1段階	300円	300円	300円	300円
第2段階	600円	460円	600円	600円
第3段階①	1,000円	460円	660円	800円
第3段階②	1,300円	460円	660円	800円
通常料金 (減額対象外の方)	1,920円	460円	660円	800円